

公益財団法人千葉市教育振興財団役員の報酬、期末手当及び旅費並びに 評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉市教育振興財団（以下「財団」という。）定款第15条及び第33条の規定に基づき、財団の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤の役員に報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 理事長 月額 336,000 円

(2) 常務理事 月額 300,000 円

(常勤役員の報酬の支給方法)

第3条 常勤の役員の報酬の支給日は、毎月21日とする。その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 特別の事情があるときは、理事長は前項の支給日を変更することができる。

3 新たに常勤の役員となった者又はこの職を退任し、辞任し、若しくは解任された者の報酬は、その職に就任した日から又はその退任、辞任若しくは解任の日（死亡したときは、その月）までについて支給する。この場合において、任期満了によって退任した者が再び就任したときは、引き続き在職するものとみなす。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

(常勤役員の期末手当)

第4条 常勤の役員に期末手当を支給する。

2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ基準日の別に応じて、次の表の支給日欄に定める日に支給する。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号。以下「千葉市特別職給与条例」という。）の規定による市長等に対する期末手当の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

4 前項の期末手当基礎額は、報酬の月額に、常勤の役員の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長 100 分の 120
- (2) 常務理事 100 分の 115
(常勤役員の通勤手当)

第 4 条の 2 常勤の役員に通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の額は、公益財団法人千葉市教育振興財団職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 10 条第 2 項に規定する通勤手当と同一の額とする。

3 前項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員に支給される通勤手当の例による。

(非常勤役員の報酬)

第 5 条 非常勤の役員（国の機関又は地方公共団体の職員としての身分を有する者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給する。

2 非常勤の理事の報酬の額は、理事会に出席の都度、13,000 円とする。

3 非常勤の監事の報酬の額は、1 事業年度につき 1,000,000 円を超えない範囲で評議員会の決議によって定めるものとする。

(役員の旅費)

第 6 条 役員に旅費を支給することができる。

2 役員の旅費の支給に関しては、千葉市特別職給与条例の規定による市長等に対する旅費等の支給の例による。

(評議員の報酬)

第 7 条 評議員（国の機関又は地方公共団体の職員としての身分を有する者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給する。

2 評議員の報酬の額は、評議員会に出席の都度、13,000 円とする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。